

府中市分別収集計画（第 1 1 期）

令和 7 年 7 月 9 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会形成を推進していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また、新たな廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市を含む多摩地域 25 市 1 町で構成する東京たま広域資源循環組合が管理運営する最終処分場は、所在地住民の理解のもとで運営し、平成 30 年度以降は、埋め立て 0 を継続することができている一方で、地域の特性上、次の候補地の確保は、容易でない状況にある。

このような状況のなか、本市では、第 7 次総合計画において、循環型社会形成の推進を基本施策に掲げ、多摩地域で総資源化率 1 位を目標とするなど、市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない循環型都市を目指している。

このことから、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づき、一般廃棄物のうち相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の 3 R を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量による最終処分場の延命化や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会形成の推進が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 発生抑制、再使用、再生利用の優先順位で、天然資源の投入を可能な限り抑制することを基本とした地域社会づくり
- 市民、事業者、行政の三者協働の取組による環境負荷の低減
- 排出された容器包装廃棄物を安定的かつ効率的に処理及び資源化するために、中長期的な視点から処理施設の整備を進めていき、継続性のある安定した処理体制の確立

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	10,810t	10,806t	10,805t	10,801t	10,799t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、アンケート調査を行う等により、市民、事業者のごみ処理に対する意識の把握に努めるとともに、地域ごみ対策推進員（廃棄物減量等推進員制度の市独自名称）を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

- 環境教育、啓発活動の充実

学校における副読本等を活用した環境教育のほか、市職員が学校や自治会等に出向き、容器包装廃棄物の分別や減量策等について説明するローラー作戦、ごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、最終処分場のひっ迫、ごみ処理経費の急増等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみ広報誌の発行などにおいて、ごみの排出抑制や循環的な利用促進の意義及び効果のほか、ごみの適切な出し方などに関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- 住民団体による集団回収の推進

自治会、町内会などの地域の団体が自主的に資源物回収を行う集団回収の取組に対し奨励金を交付するなど、団体や回収事業者への支援を行うことで、分別意識の向上を図る。

- ごみの分別指導の徹底

清掃指導員によるごみの分別指導を徹底し、適正処理を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等の総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	216 t		216 t		216 t		216 t		216 t	
主としてアルミ製の容器	390 t		390 t		390 t		390 t		390 t	
無色のガラス製容器	(合計) 702 t		(合計) 701 t		(合計) 701 t		(合計) 701 t		(合計) 701 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	702 t	0 t	701 t	0 t	701 t	0 t	701 t	0 t	701 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 323 t		(合計) 323 t		(合計) 323 t		(合計) 323 t		(合計) 323 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	323 t	0 t	323 t	0 t	323 t	0 t	323 t	0 t	323 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計) 494 t		(合計) 494 t		(合計) 494 t		(合計) 494 t		(合計) 494 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	494 t	0 t	494 t	0 t	494 t	0 t	494 t	0 t	494 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	58 t		58 t		58 t		58 t		58 t	
主としてダンボール製の容器	2,099 t		2,098 t		2,098 t		2,097 t		2,096 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 975 t		(合計) 975 t		(合計) 975 t		(合計) 974 t		(合計) 974 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	975 t	0 t	975 t	0 t	975 t	0 t	974 t	0 t	974 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,668 t		(合計) 2,667 t		(合計) 2,666 t		(合計) 2,665 t		(合計) 2,665 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2,668 t	0 t	2,667 t	0 t	2,666 t	0 t	2,665 t	0 t	2,665 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
260,684 人 100.29%	260,610 人 100.26%	260,536 人 100.23%	260,462 人 100.20%	260,390 人 100.17%

（対令和6年度比）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、前記7で掲げたもの以外の容器包装廃棄物は、引き続き、次のとおり取り扱う。

飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装は、容器包装廃棄物以外の雑がみと混合して収集し資源化するが、今後、同様の処理方法を継続する場合と、法に則した処理を行った場合の効果や処理費用等を比較勘案し、必要に応じて同法に則した処理に切り換えることを検討する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	委託業者による指定日収集	委託業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	民間業者
ガラス	無色の ガラス製容器	びん	委託業者による指定日収集	委託業者
	茶色の ガラス製容器		住民団体による集団回収	民間業者
	その他の ガラス製容器			
紙	飲料用紙容器	紙パック	委託業者による指定日収集	
			住民団体による集団回収	
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日収集	
			住民団体による集団回収	
	その他の 紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集	
			住民団体による集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
	ペットボトル以外 のプラスチック 製容器包装	容器包装 プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん、びん、ペットボトル、容器包装プラスチックについては、現在、市リサイクルプラザで選別、圧縮・保管しているが、施設の老朽化が進行していることから、必要に応じて修繕等を実施するとともに、今後の施設の在り方について引き続き検討を進めていく。

また、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装は、引き続き、収集後、古紙問屋に直接搬入する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
金属	スチール製容器	かん	ネットまたは 網かご	パッカー車	リサイクルプラザでの選別・圧縮・保管	
	アルミ製容器					
ガラス	無色のガラス製容器	びん	【集合集宅】 プラスチック コンテナ	平ボディ車		
	茶色のガラス製容器					
	その他のガラス製容器		【戸建住宅】 網かご			
紙	飲料用紙容器	紙パック	縛る	パッカー車	古紙問屋に直接搬入のうえ、民間施設での選別・圧縮・保管	
	段ボール	段ボール				
	その他の紙製容器包装	雑がみ				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ネットまたは 網かご		パッカー車	リサイクルプラザでの選別・圧縮・保管
	ペットボトル以外の プラスチック製 容器包装	容器包装 プラスチック	指定収集袋			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を推進するため、市民や事業者等からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- 自主的な地域3R活動を推進していくため、地域ごみ対策推進員を、各地域圏域に配置し、容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図る。
- 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。